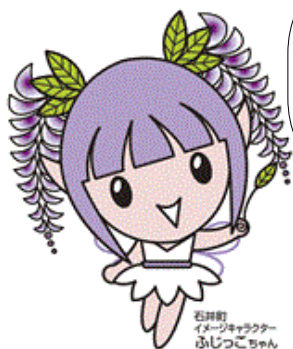


## 介護予防・日常生活支援総合事業実施事業所の方へ

石井町介護予防・日常生活支援総合事業(介護予防訪問介護サービス及び介護予防通所介護サービス等)の平成30年度からの変更点について

3月19日 版



石井町において、平成30年4月から、介護予防訪問介護サービス及び介護予防通所介護サービスに短時間サービスの導入が可能となりますので、ご参加の検討をお願いします。

問い合わせ先

石井町役場 長寿社会課

〒779-3295

名西郡石井町高川原字高川原121-1

TEL. 088-674-6111

FAX. 088-675-1500

※本稿の内容については未確定の事項も含まれているため、今後変更される可能性があります。ご了承下さい。

## 石井町介護予防・日常生活支援総合事業の平成30年4月からの変更点の概要

- ①介護予防・日常生活支援総合事業に関する指定介護予防事業者に対する総合事業のみなし指定の有効期間が平成30年3月31日までで終了します。これに伴い、訪問型サービスのサービスコードA1、及び通所型サービスのサービスコードA5は平成30年3月サービス分までで終了となります。
- ②総合事業開始前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同様の訪問型サービスA2・通所型サービスA6は存続しますが、月単位原則から回数単位を優先へ変更となります。(徳島市、神山町等と同様です。)ただし、P3～P8に記載している利用回数の上限を超過した場合は、月単位での請求となります。
- ③訪問型サービスA2・通所型サービスA6に短時間のサービスが追加されます。A2については、従来の約75%・A6については、従来の約72%の単位数となっています。詳細は、P3～P8参照。
- ④短時間サービスの実施に関しては、新たな届出書は不要で総合事業A2・A6の実施を届け出ている事業所であれば、別紙のサービスコードを請求時に使用すれば請求可能です。ただ、短時間サービスの実施は事前に石井町役場介護保険係まで知らせて頂きたいと思えます。また、実施時期については、平成30年4月1日以降であれば、年度途中から開始して頂いても問題ありません。

### 変更の理由

①A1・A5がA2・A6と併存している間は、公平性(具体例は下記の通り)のため月単位としていましたが、A1・A5は終了します。

例	A5(通所型サービス)の事業対象者・要支援1の方に対する1月単位の単位数	1,647単位
	A6(通所型サービス)の事業対象者・要支援1の方に対する1回単位の単位数	378単位
	1月に4回利用した場合378単位×4回で1月の単位数を算出	1,512単位



同じサービスを利用しているにもかかわらず 135単位の差が生じ、1割負担の人の場合135円の自己負担額の差が生じます。

②月単位請求、回数単位請求について、現在の区分方法は、次ページの通りですが、基準があいまいで判断が難しいとの問い合わせが多くあります。

③利用者負担及び公的負担の軽減[上記の通り、回数単位で算定した方が若干単位数(サービス金額)が低くなります。]ご協力をお願いします。

④多様なサービスの提供。(厚生労働省の介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインにも多様なサービスの実施が求められています。)

現在の石井町介護予防・日常生活支援総合事業に関する請求について

## ※参考資料

基本は月単位で請求

### A 6 通所型サービス

対象者区分	事業対象者及び要支援1認定者	要支援2認定者
事業費	16,470 円/月	33,770 円/月
	3,780 円/回	3,890 円/回

### A 2 訪問型サービス

利用回数	週1回利用	週2回利用	週2回を超える利用
事業費	11,680 円/月	23,350 円/月	37,040 円/月
	2,660 円/回	2,700 円/回	2,850 円/回

総合事業開始後(A6)のデイサービスの請求については、回数単位としている市町村もありますが(徳島市等)、石井町ではA5との公平性のため、現時点では月単位請求を基本としています。

ただし、回数が少ない場合は、下記の例を参考に請求・給付管理をお願いしています。

例① 要支援2認定で週一回デイサービス利用をケアプランに明記。

↓  
A6 1123(回数)で請求

例② 要支援1認定で月4回のデイサービスを予定していたが、一回を当日急用でキャンセル

↓  
A6 1111(月単位)で請求  
(突然のキャンセルの場合、準備は行われているため、月単位請求可)

例③ 要支援2認定で週2回デイサービスを予定していたが、一回利用のみで入院。

↓  
A6 1123(回数)で請求  
予定より大幅に回数が少ない場合は事業所・利用者の同意の下、回数単位での請求を原則として下さい。

※ただし、A5に関しては、月単位で請求して下さい。また、訪問型サービスについても同様の考え方です。

平成30年4月1日以降

平成30年3月末改正予定の石井町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱より抜粋

介護予防訪問介護サービス

原則となる利用回数	週1回利用	週2回利用	週2回を超える利用	
(1) 事業費	(40分以上) /回 /月	2,660 円/回 (1月の上限4回)	2,700 円/回 (1月の上限8回)	2,850 円/回 (1月の上限12回)
	(20分以上40分未満) /回 /月	2,000 円/回 (1月の上限4回)	2,030 円/回 (1月の上限8回)	2,140 円/回 (1月の上限12回)
	ア サービス提供責任者 による減算	100分の70相当		
	イ 同一建物等による減算	100分の90相当		
	ウ 特別地域加算	所定事業費に100分の15相当を加算		
	エ 小規模事業所加算	所定事業費に100分の10相当を加算		
	オ 中山間地域等提供加算	所定事業費に100分の5相当を加算		
(2) 初回加算	2,000 円 加算			
(3) 生活機能向上連携加算	1,000 円 加算			
(4) 介護職員処遇改善加算				
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1)～(3)までに算定した額に1000分の137相当を加算			
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1)～(3)までに算定した額に1000分の100相当を加算			
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1)～(3)までに算定した額に1000分の55相当を加算			
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)で算定した加算の100分の90相当を加算			
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)で算定した加算の100分の80相当を加算			

訪問型サービス事業費は回数又は月単位(上記表の1月の上限回数を超えない場合は、回数単位での算定を原則とする。)で算定する。

介護予防訪問介護サービス事業費の算定例(従来通りの時間数、加算・減算無の場合)

例① 要支援1認定で月4回ヘルパー利用

$$266 \text{ 単位} \times 4 \text{ 回} = 1,064 \text{ 単位} \\ 10,640 \text{ 円}$$

例② 要支援2認定で週2回、月単位で9回ヘルパー利用

$$2,335 \text{ 単位} \quad \text{上記表の要支援1認定者の利用回数上限を超えているため、月単位で算定。} \\ 23,350 \text{ 円}$$

上記表の「1月の上限 回」は、回数請求の上限であり、利用回数の上限ではありません。

例③ 要支援2認定で週2回、ヘルパー利用であったが、月途中で要介護2となり要支援時のヘルパー利用回数は6回である場合。

$$270 \text{ 単位} \times 6 \text{ 回} = 1,620 \text{ 単位} \quad \text{上記表の週2回利用者の回数請求時の上限を超えていないため、回数で算定。月途中で要支援から要介護に変更となった場合でも回数請求の場合は日割り計算は行いません。月途中で要支援から要介護となり、回数請求時の上限を超過した場合は、日割り計算となります。} \\ 16,200 \text{ 円}$$

※月途中で要支援→要介護に変更となった場合の給付管理は、要介護認定期間内に介護サービスの利用があれば月末の居宅介護支援事業所、無い場合は地域包括支援センターとなります。

## 介護予防通所介護サービス

対象者区分		事業対象者及び要 支援1認定者	要支援2認定者
(1) 事業費	(従前の介護予防通所介護と同等の時間) /回 /月	3,780 円/回 (1月の上限4回)	3,890 円/回 (1月の上限8回)
	(従前の介護予防通所介護の7割程度の時間) /回 /月	16,470 円/月 2,720 円/回 (1月の上限4回)	33,770 円/月 2,800 円/回 (1月の上限8回)
	ア 定員超過等による減算	100分の70相当	
	イ 中山間地域等提供加算	100分の5相当加算	
	ウ 若年性認知症受入加算	2,400 円 加算	
	エ 同一建物減算	3,760 円 減算	7,520 円 減算
	(2) 生活機能向上グループ活動加算	1,000 円 加算	
(3) 運動器機能向上加算	2,250 円 加算		
(4) 栄養改善加算	1,500 円 加算		
(5) 口腔機能向上加算	1,500 円 加算		
(6) 選択的サービス複数実施加算			
ア 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	4,800 円 加算		
イ 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	7,000 円 加算		
(7) 事業所評価加算	1,200 円 加算		
(8) サービス提供体制強化加算			
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	720 円 加算	1,440 円 加算	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	480 円 加算	960 円 加算	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	240 円 加算	480 円 加算	
(9) 介護職員処遇改善加算			
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1)～(8)までに算定した額に1000分の59相当を加算		
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1)～(8)までに算定した額に1000分の43相当を加算		
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1)～(8)までに算定した額に1000分の23相当を加算		
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)で算定した加算の100分の90相当を加算		
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)で算定した加算の100分の80相当を加算		

通所型サービス事業費は回数又は月単位(上記表の1月の上限回数を超えない場合は、回数単位での算定を原則とする。)で算定する。

### 介護予防通所介護サービス事業費の算定例(従来通りの時間数、加算・減算無の場合)

例① 要支援1認定で月4回デイサービス利用

$$378 \text{ 単位} \times 4 \text{ 回} = 1,512 \text{ 単位} \\ 15,120 \text{ 円}$$

例② 要支援2認定であるが、デイサービスは月4回利用

$$389 \text{ 単位} \times 4 \text{ 回} = 1,556 \text{ 単位} \\ \uparrow \\ 15,560 \text{ 円}$$

コードは、「A61123」を使用

例③ 要支援1認定で月5回デイサービス利用

$$1,647 \text{ 単位} \\ 16,470 \text{ 円}$$

上記表の要支援1認定者の回数請求上限を超えているため、月単位で算定。

上記表の「1月の上限 回」は、回数請求の上限であり、利用回数の上限ではありません。

A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位		
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	1,168	1月につき		
A2	1113	訪問型独自サービスⅠ・初任		事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		818	
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一		1,168単位		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	1,051
A2	1115	訪問型独自サービスⅠ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		736	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割				38	
A2	2113	訪問型独自サービスⅠ日割・初任	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	38単位	1日につき		
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		27	
A2	2115	訪問型独自サービスⅠ日割・初任・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		34	
A2	2115	訪問型独自サービスⅠ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		24	
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	2,335	1月につき		
A2	1213	訪問型独自サービスⅡ・初任		事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		1,635	
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一		2,335単位		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	2,102
A2	1215	訪問型独自サービスⅡ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		1,472	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割				77	
A2	2213	訪問型独自サービスⅡ日割・初任	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	77単位	1日につき		
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		54	
A2	2215	訪問型独自サービスⅡ日割・初任・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		69	
A2	2215	訪問型独自サービスⅡ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		49	
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	3,704	1月につき		
A2	1323	訪問型独自サービスⅢ・初任		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		2,593	
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一		3,704単位		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	3,334
A2	1325	訪問型独自サービスⅢ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		2,334	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割				122	
A2	2323	訪問型独自サービスⅢ日割・初任	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	122単位	1日につき		
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		85	
A2	2325	訪問型独自サービスⅢ日割・初任・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		110	
A2	2325	訪問型独自サービスⅢ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		77	
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ)	266	1回につき		
A2	2413	訪問型独自サービスⅣ・初任		事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		186	
A2	2414	訪問型独自サービスⅣ・同一		266単位 ※1月の中で全部で4回まで		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	239
A2	2415	訪問型独自サービスⅣ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		167	
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(独自)(Ⅴ)	270	1回につき		
A2	2513	訪問型独自サービスⅤ・初任		事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		189	
A2	2514	訪問型独自サービスⅤ・同一		270単位 ※1月の中で全部で5回から8回まで		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	243
A2	2515	訪問型独自サービスⅤ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		170	
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ)	285	1回につき		
A2	2623	訪問型独自サービスⅥ・初任		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		200	
A2	2624	訪問型独自サービスⅥ・同一		285単位 ※1月の中で全部で9回から12回まで		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	257
A2	2625	訪問型独自サービスⅥ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		180	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型サービス費(独自)(短時間サービス)	165	1月につき		
A2	1413	訪問型独自短時間サービス・初任		事業対象者・要支援1・2(20分未満) 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		116	
A2	1414	訪問型独自短時間サービス・同一		165単位 ※1月につき22回まで		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	149
A2	1415	訪問型短時間サービス・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		104	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算		所定単位数の15%加算	1月につき		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の15%加算	1日につき		
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の15%加算	1回につき		
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算		所定単位数の10%加算	1月につき		
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算	1日につき		
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の10%加算	1回につき		
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算		所定単位数の5%加算	1月につき		
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	1日につき		
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算	1回につき		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算		200単位加算	200		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算		100単位加算	100		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	又 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算	1月につき		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算			
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%加算			
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%加算			

注 上記表の回数請求の上限を超過しない場合は、回数単位での請求を原則とする。

特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、パターン2においても共通して使用する。

※P5~P8のサービスコード表に関しては未確定の箇所もあり、今後変更される可能性があります。

A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表 パターン2 (緩和した基準によるサービス)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
A2	1121	訪問型独自サービスⅠ/2	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)(20分以上40分未満)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	876	1月につき
A2	1123	訪問型独自サービスⅠ/2・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	613	
A2	1124	訪問型独自サービスⅠ/2・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	788	
A2	1125	訪問型独自サービスⅠ/2・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	552	
A2	2121	訪問型独自サービスⅠ/2日割	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)(20分以上40分未満)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	29	1日につき
A2	2123	訪問型独自サービスⅠ/2日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	20	
A2	2124	訪問型独自サービスⅠ/2日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	26	
A2	2125	訪問型独自サービスⅠ/2日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	18	
A2	1221	訪問型独自サービスⅡ/2	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)(20分以上40分未満)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	1,751	1月につき
A2	1223	訪問型独自サービスⅡ/2・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,226	
A2	1224	訪問型独自サービスⅡ/2・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,576	
A2	1225	訪問型独自サービスⅡ/2・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,103	
A2	2221	訪問型独自サービスⅡ/2日割	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)(20分以上40分未満)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	58	1日につき
A2	2223	訪問型独自サービスⅡ/2日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	41	
A2	2224	訪問型独自サービスⅡ/2日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	52	
A2	2225	訪問型独自サービスⅡ/2日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	37	
A2	1331	訪問型独自サービスⅢ/2	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)(20分以上40分未満)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	2,778	1月につき
A2	1333	訪問型独自サービスⅢ/2・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,945	
A2	1334	訪問型独自サービスⅢ/2・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2,500	
A2	1335	訪問型独自サービスⅢ/2・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,751	
A2	2331	訪問型独自サービスⅢ/2日割	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)(20分以上40分未満)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	92	1日につき
A2	2333	訪問型独自サービスⅢ/2日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	64	
A2	2334	訪問型独自サービスⅢ/2日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	83	
A2	2335	訪問型独自サービスⅢ/2日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	58	
A2	2421	訪問型独自サービスⅣ/2	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ)(20分以上40分未満)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	200	1回につき
A2	2423	訪問型独自サービスⅣ/2・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	140	
A2	2424	訪問型独自サービスⅣ/2・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	180	
A2	2425	訪問型独自サービスⅣ/2・初任・同一		※1月の中で全部で4回まで 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	126	
A2	2521	訪問型独自サービスⅤ/2	ホ 訪問型サービス費(独自)(Ⅴ)(20分以上40分未満)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	203	1回につき
A2	2523	訪問型独自サービスⅤ/2・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	142	
A2	2524	訪問型独自サービスⅤ/2・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	183	
A2	2525	訪問型独自サービスⅤ/2・初任・同一		※1月の中で全部で5回から8回まで 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	128	
A2	2631	訪問型独自サービスⅥ/2	ヘ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ)(20分以上40分未満)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	214	1回につき
A2	2633	訪問型独自サービスⅥ/2・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	150	
A2	2634	訪問型独自サービスⅥ/2・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	193	
A2	2635	訪問型独自サービスⅥ/2・初任・同一		※1月の中で全部で9回から12回まで 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	135	
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算/2	チ 初回加算	200単位加算	200	1月につき
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上加算/2	リ 生活機能向上連携加算	100単位加算	100	

注 上記表の回数請求の上限を超過しない場合は、回数単位での請求を原則とする。



A6 通所型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位		
種類	項目							
A6	1111	通所型独自サービス1	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,647単位	1,647	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス1日割		54単位	54	1日につき		
A6	1121	通所型独自サービス2		事業対象者・要支援2	3,377単位	3,377	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス2日割		111単位	111	1日につき		
A6	1113	通所型独自サービス1回数		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378単位	378	1回につき	
A6	1123	通所型独自サービス2回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	389単位	389		
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算			1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算			1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算			1回につき	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	1月につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376		
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752		
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100		
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算		150単位加算	150		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算		150単位加算	150		
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ1	ヘ 選択的サービス複数実施加算	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480		
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ2		(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算		480
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ3			栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算		480
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ		(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700	
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算		120単位加算	120		
A6	6107	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ11	チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1	72単位	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ12			事業対象者・要支援2	144単位	144	
A6	6101	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ21		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1	48単位	48	
A6	6102	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ22			事業対象者・要支援2	96単位	96	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ1		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	24単位	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2	48単位	48	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ		リ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の23/1000 加算			
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(3)で算定した単位数の 90%加算			
A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(3)で算定した単位数の 80%加算			

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位		
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス1・定超	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,647単位	定員超過の場合 ×70%	1,153	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超		54単位	38		1日につき	
A6	8011	通所型独自サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,377単位		2,364	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス2日割・定超		111単位	78		1日につき	
A6	8003	通所型独自サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378単位		265	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	389単位		272	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位		
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス1・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,647単位	看護・介護職員が 欠員の場合 ×70%	1,153	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス1日割・人欠		54単位	38		1日につき	
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,377単位		2,364	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス2日割・人欠		111単位	78		1日につき	
A6	9003	通所型独自サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378単位		265	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	389単位		272	

注 上記表の回数請求の上限を超過しない場合は、回数単位での請求を原則とする。  
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、パターン2においても共通して使用する。



A6 通所型サービス(独自)サービスコード表 パターン2 (緩和した基準によるサービス)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位		
種類	項目							
A6	1211	通所型独自サービス/21	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,186単位	1,186	1月につき	
A6	1212	通所型独自サービス/21日割		(従来の7割程度の時間)	39単位	39	1日につき	
A6	1221	通所型独自サービス/22		事業対象者・要支援2	2,431単位	2,431	1月につき	
A6	1222	通所型独自サービス/22日割		(従来の7割程度の時間)	80単位	80	1日につき	
A6	1213	通所型独自サービス/21回数		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで (従来の7割程度の時間)	272単位	272	1回につき	
A6	1223	通所型独自サービス/22回数		※1月の中で全部で8回まで(従来の7割程度の時間)	280単位	280		
A6	6129	通所型独自サービス若年性認知症受入加算/2	若年性認知症利用者受入加算	240単位加算	240			
A6	6125	通所型独自サービス同一建物減算/21	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376		
A6	6126	通所型独自サービス同一建物減算/22		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752		
A6	5020	通所型独自生活上向グループ活動加算/2	ロ 生活上向グループ活動加算		100単位加算	100		
A6	5012	通所型独自サービス運動器機能向上加算/2	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225		
A6	5013	通所型独自サービス栄養改善加算/2	ニ 栄養改善加算		150単位加算	150		
A6	5014	通所型独自サービス口腔機能向上加算/2	ホ 口腔機能向上加算		150単位加算	150		
A6	5016	通所型独自複数サービス実施加算 I /21	ヘ 選択的サービス複数実施加算	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480	1月につき	
A6	5017	通所型独自複数サービス実施加算 I /22		(1) 選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算		480
A6	5018	通所型独自複数サービス実施加算 I /23			栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算		480
A6	5019	通所型独自複数サービス実施加算 II /2		(2) 選択的サービス複数実施加算(II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算		700
A6	5015	通所型独自サービス事業所評価加算/2	ト 事業所評価加算		120単位加算	120		
A6	6127	通所型独自サービス提供体制加算 I /211	チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I)イ	事業対象者・要支援1	72単位	72	
A6	6128	通所型独自サービス提供体制加算 I /212			事業対象者・要支援2	144単位	144	
A6	6121	通所型独自サービス提供体制加算 I /221		(2) サービス提供体制強化加算(I)ロ	事業対象者・要支援1	48単位	48	
A6	6122	通所型独自サービス提供体制加算 I /222			事業対象者・要支援2	96単位	96	
A6	6123	通所型独自サービス提供体制加算 II /21		(3) サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援1	24単位	24	
A6	6124	通所型独自サービス提供体制加算 II /22			事業対象者・要支援2	48単位	48	

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A6	8004	通所型独自サービス/21・定超	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	830単位	830	1月につき
A6	8005	通所型独自サービス/21日割・定超		(従来の7割程度の時間)	27単位	27	1日につき
A6	8014	通所型独自サービス/22・定超		事業対象者・要支援2	1,702単位	1,702	1月につき
A6	8015	通所型独自サービス/22日割・定超		(従来の7割程度の時間)	56単位	56	1日につき
A6	8006	通所型独自サービス/21回数・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	191単位	191	1回につき
A6	8016	通所型独自サービス/22回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	196単位	196	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A6	9004	通所型独自サービス/21・人欠	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	830単位	830	1月につき
A6	9005	通所型独自サービス/21日割・人欠		(従来の7割程度の時間)	27単位	27	1日につき
A6	9014	通所型独自サービス/22・人欠		事業対象者・要支援2	1,702単位	1,702	1月につき
A6	9015	通所型独自サービス/22日割・人欠		(従来の7割程度の時間)	56単位	56	1日につき
A6	9006	通所型独自サービス/21回数・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	191単位	191	1回につき
A6	9016	通所型独自サービス/22回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	196単位	196	

注 上記表の回数請求の上限を超過しない場合は、回数単位での請求を原則とする。